

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	定期検査中の圧力抑制プール内のクラッド（鉄さび等の金属不純物）回収作業後の確認作業を実施していた協力企業作業員が、同プール内でボルト1本（長さ約3cm×直径約2cm）を発見したことから、回収した。現場を調査したところ、当該ボルトは圧力抑制室内に設置されている温度計の端子箱において、予備の穴をふさぐために用いられていたボルトであることがわかった。	As	2月6日公表済 (PDF93 KB) 2月14日再審議にてグレード変更 A → As

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	廃棄物処理系廃液ろ過器クーラ空気駆動出口弁等（2台）駆動部計装品点検において、開閉表示用リミットスイッチに動作不良（閉表示せず）が認められたため、当該スイッチを修理	D	
2	2号機	廃棄物処理系廃液ろ過器クーラ空気駆動出口弁等（5台）駆動部計装品点検において、弁駆動空気用供給弁グラウンド部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	廃棄物処理系ろ過器空気駆動ドレン弁駆動部計装品点検において、弁駆動空気用電磁弁よりエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
4	2号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（A）（B）空気駆動連絡弁等（3台）駆動部計装品点検において、駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ出口集中環境施設空気駆動移送弁駆動部計装品点検において、弁開閉速度調節器に調整不良が認められたため、当該調節器を修理	D	
6	2号機	廃棄物処理系廃液中和タンク1-2号機空気駆動連絡弁駆動部計装品点検において、油補給器に滴下量調整不能が認められたため、当該補給器を修理	D	
7	2号機	復水脱塩装置イオン交換樹脂廃液中和タンク（A）空気駆動入口弁駆動部計装品点検において、弁駆動空気用電磁弁よりエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
8	2号機	廃棄物処理系廃液中和タンク1-2号機空気駆動連絡弁駆動部計装品点検において、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を修理	D	
9	3号機	サービス建屋2階計算機室空調機冷却水元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	4号機	取水設備岩着ダクトサンプポンプ（A）モータ点検において、モータファンカバーに腐食が認められたため、当該カバーを交換	D	
11	4号機	原子炉建屋5階暖房用ユニットヒータ（24）温度スイッチ点検において、接点不良（固着）が認められたため、当該スイッチを修理	D	
12	5号機	主復水器（A）内部構造物点検において、本体上部補強管に浸食が認められたため、当該補強管を修理	D	
13	5号機	低圧タービン（A）（B）（C）上半外部車室点検において、大気放出装置フランジに変形が認められたため、当該部を修理	D	
14	5号機	主タービン湿分分離器空気駆動ドレン抜き弁（3台）駆動部計装品点検において、電線管中継箱の開閉ハンドルに破損が認められたため、当該部を修理	D	
15	5号機	蒸気式空気抽出器入口蒸気圧力調整弁駆動部計装品点検において、弁駆動空気用減圧弁よりエアリーク（微量）が認められたため、当該減圧弁を交換	D	
16	5号機	主タービン湿分分離器（1）レベルスイッチ等（3台）点検において、動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
17	6号機	原子炉起動において、制御棒（46-43、06-19、06-27）1ノッチ引抜操作を行ったところ、2ノッチ引抜けてしまう事象が認められたため、対応検討	C	
18	6号機	原子炉格納容器内温度記録計の打点3（原子炉圧力容器ヘッドフランジ周辺温度）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで